

第25期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年11月26日（火曜日）

午前10時

午前9時30分頃から配信開始予定

開催
方法

完全オンライン株主総会

※本総会は場所の定めのない株主総会としてインターネット上でのみ開催となります。

詳細は5頁をご確認ください。

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

議決権行使期限

2024年11月25日（月曜日）午後6時30分まで

株式会社 出前館

証券コード：2484

- ・本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
- ・株主様の大切な権利である議決権は、郵送又はインターネット等によりご行使いただけます。詳細は「本招集ご通知」の4頁と10頁をご参照ください。

Demaecan

証券コード 2484

2024年11月11日

(電子提供措置の開始日 2024年11月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

株 式 会 社 出 前 館

代表取締役社長 矢 野 哲

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://corporate.demae-can.co.jp/ir_information/stocks/meeting.html



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトでは、「銘柄名(会社名)」又は「コード(2484)」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。)



本総会は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「完全オンライン株主総会」といいます。）といたします。本総会では、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知5頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される予定でも、通信障害等に備え、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、これらの方法により事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。インターネット又は書面によって事前に議決権を行使される場合、株主総会参考書類をご検討の上、2024年11月25日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月26日（火曜日）午前10時
※総会当日は、午前9時30分頃から配信開始予定です。
※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日として2024年11月27日（水曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。予備日に開催することとした場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://corporate.demae-can.co.jp/>）でお知らせいたします。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）
※本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知5頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご確認ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - (2) 本総会への出席に必要な通信機器類及び一切の費用については、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。
 - (3) インターネット又は書面により事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。事前に議決権を行使の上、当日完全オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使を確認できない場合は、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるため、インターネット又は書面により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - (4) インターネットと書面により重複して事前に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。

- (5) インターネットにより複数回にわたり事前に議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- (6) インターネット又は書面により事前に議決権を行使せず、当日完全オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合は、棄権として取り扱います。
- (7) 通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2024年11月27日(水曜日)午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト(<https://corporate.demae-can.co.jp/>)でお知らせしますので、本招集ご通知5頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (8) 通信環境等の影響により、配信映像や音声が乱れ、又は一時中断されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害等によって本総会にご出席をされた株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。
- (9) 完全オンライン株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。
- (10) 代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。お手続き方法等の詳細に関しましては、本招集ご通知5頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご参照ください。
- (11) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「株式会社の支配に関する基本方針」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - 「連結計算書類の連結注記表」
 - 「計算書類の個別注記表」
 - ◎本総会の決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト(<https://corporate.demae-can.co.jp/>)に掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日のご出席方法は5頁以降をご参照ください。

株主総会開催日時

2024年11月26日（火曜日）
午前10時00分開始

書面で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年11月25日（月曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法



10頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月25日（月曜日）
午後6時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

● こちらに議案の賛否をご記入ください。

<p>議決権行使書</p> <p>株主番号 ○○○○○○○○</p> <p>議決権の数 XX 個</p> <p>○○○○○○○</p> <p>見本</p> <p>××××年 ×月××日</p> <p>スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード</p> <p>QR コード</p> <p>○○○○○○○</p>	<p>第1・第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 全員否認する場合：「否」の欄に○印 ▶ 一部の候補者を否認する場合： 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。 <p>第3・第4号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 否認する場合：「否」の欄に○印
--	--

※賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

なお、2024年8月末までに書面交付請求をされていない株主様が書面による議決権行使を希望される場合は、アクセス通知（圧着ハガキ）の【ご注意事項】をご確認ください。

◎インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

完全オンライン株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する「完全オンライン株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただきオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

事前質問

(※ご希望者のみ)
当日出席と同じ方法で「アクセス先」にログインし、ご質問をお寄せください。



事前質問受付期間
2024年11月11日(月) 午前10時00分～
2024年11月18日(月) 午後6時30分

当日出席

「開催日時」になりましたら、「アクセス先」に従ってログインしてご視聴ください。



システム上で「ご発言」「議決権行使」をすることができます。

(代理人出席)

(※ご希望者のみ)
専用のログインIDを発行いたしますので、予め8頁記載の(2) 代理人による出席方法をご参照の上、書面を当社指定の宛先へご送付ください。

- (1) 株主総会開催日
2024年11月26日(火曜日) 午前10時開始 午前9時30分頃から配信開始予定
- (2) アクセス先

<https://web.sharely.app/login/demaecan-25>



- ① 上記のURLをブラウザへご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書またはアクセス通知(圧着ハガキ)に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「基準日現在のご所有株式数」を画面表示にしたがって入力し、ログインしてください。

※議決権行使書イメージ



← 株主番号／基準日現在のご所有株式数は右上に記載がございます。

【完全オンライン株主総会の運営について】

本総会は昨年と同様に、場所の定めのない株主総会、いわゆる『完全オンライン株主総会』として開催いたします。

『完全オンライン株主総会』では、議決権のある株主様におかれましては、インターネットを通じてライブ配信をご視聴いただきながら、議決権行使やご質問等をしていただくことが可能です。

以下では、議決権のある株主様が『完全オンライン株主総会』にご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手持方法等の詳細について、ご案内申し上げます。

本総会では、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただくか、以下のご案内をご参照いただき、総会当日に当社指定のウェブサイトを通じて『完全オンライン株主総会』にご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 完全オンライン株主総会に当日出席する株主様

(1) 開催日時：2024年11月26日（火曜日）午前10時

※総会当日は、午前9時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2024年11月27日（水曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は速やかに当社ウェブサイト（<https://corporate.demaecan.co.jp/>）においてお知らせいたします。

(2) 株主総会当日のアクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/demaecan-25>



① 上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込みアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書またはアクセス通知（圧着ハガキ）に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「基準日現在のご所有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「基準日現在のご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※事前質問サイトは別URLとなりますのでご注意ください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げる予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により全てのご質問にご回答できない場合がございます。

※株主様から寄せられたご質問等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるもの、その他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイト（<https://corporate.demaecan.co.jp/>）に掲載させていただく予定です。併せてご参照ください。

(5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、ライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(6) 当日の決議方法

本総会において、ご出席の株主様に対し、議長より賛否をお諮りする場合がございます。その場合、「当日決議」という画面がライブ配信閲覧画面に表示されますので、議長の指示に従い、賛否をご入力ください。

2. 事前質問の方法

(1) 事前質問受付期間

以下の期間で、本総会の目的事項に関する事前のご質問・ご意見・コメント等をお受けいたします。

2024年11月11日（月曜日）午前10時 ～ 2024年11月18日（月曜日）午後6時30分

(2) 事前質問サイトへのアクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/e/demaecan-25/pre_question



① 上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込みアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書またはアクセス通知（圧着ハガキ）に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「基準日現在のご所有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※株主総会当日サイトは別URLとなりますのでご注意ください。

※ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) 事前質問の入力方法

ログイン後、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※受付期間中にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があるものと判断されるものその他公開に支障があるものを除き、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にいただいたご質問と併せて、総会後に当社ウェブサイト（<https://corporate.demaecan.co.jp/>）に掲載させていただく予定です。

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましても、総会当日にご説明させていただく場合があります。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項や、議案に関する事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定ですが、株主総会の進行上の都合やご

質問・ご意見・コメント等の内容により全てにお答えできない場合がございます。

3. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

- ① インターネットによる議決権行使
本招集ご通知10頁の「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」をご覧ください。
- ② 書面による議決権行使
議決権行使書に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2024年11月25日（月曜日）午後6時30分到着分まで

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「基準日現在のご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※2024年8月末までに書面交付請求をされていない株主様が書面による議決権行使を希望される場合は、アクセス通知（圧着ハガキ）の【ご注意事項】をご確認ください。

(2) 代理人による出席方法

代理人による完全オンライン株主総会出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。また、代理人により出席する場合、当社に代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、以下の書類を提出期限までにお送りいただきますようお願いいたします。

<必要書類>

- ・委任状（委任される株主様のご署名又は記名・押印のあるもの）
- ・委任する株主様及び委任された株主様の議決権行使書のコピー

<代理人に関する書類の提出先>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号 リンクスクエア新宿11階
株式会社出前館 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2024年11月25日（月曜日）午後6時30分必着

(3) 事前質問の方法

前頁「2. 事前質問の方法」をご参照ください。

4. ログイン方法に関するお問い合わせ先

- ・電話番号：03-6683-7661（Sharely株式会社/出前館株主総会担当者）
- ・当日受付日時：2024年11月26日（火曜日）午前9時～株主総会終結の時まで

以上

【注意事項】

◎同様の質問・動議等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合、本総会の議事の進行や完全オンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただきます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問・動議であるか否かの判別ができないものは質問・動議として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。

- ◎視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- ◎本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ◎映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ログインに必要な情報を第三者に伝えることも禁じます。
- ◎本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容】

- ◎本総会では、通信障害対策措置を講じたシステムを利用し、本総会当日の運用に関しては、通信障害対策対応が可能な専門スタッフを複数設置します。また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。
- ◎通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。また、取締役会で完全オンライン株主総会の招集を決議する際に、その開催日時の予備日も決議し、招集通知に記載の上、株主様に周知を図っております。通信障害等が発生した場合、上記の議長一任決議後であれば上記議長一任決議に基づき、上記議長一任決議前であれば上記の場所の定めのない株主総会の招集に係る取締役会決議に基づき、本総会の延会又は継続会を開催するか、又は、予備日に本総会を開催することとします。

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容】

- ◎完全オンライン株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めております。
- ◎議決権の行使をご希望の株主様のうち、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨しております。インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる事前の議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、2024年11月25日（月曜日）午後6時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕

<https://www.net-vote.com/>



2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。「ログインID」及び「パスワード」を第三者に伝えることは禁止いたします。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する通信費等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

現任取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、独立役員で構成し、独立役員の実務取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	や の さとし 矢野 哲 (1978年4月26日生) 再任 在任期間 (本総会終結時) 2年	2000年7月 JPモルガン証券株式会社 入社 2013年6月 インテル株式会社 入社 2016年5月 LINE株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 入社 2019年1月 同社 執行役員 2021年1月 当社 執行役員CFO 2021年5月 株式会社出前館コミュニケーションズ 取締役 (現任) 2022年11月 当社 取締役兼執行役員 (CFO) 2024年9月 当社 代表取締役社長 (CEO) (現任)	211,809株
(取締役候補者とした理由) 矢野哲氏は、財務、投資開発、IR等の豊富な知識見識を有しており、当社の経営企画部門及び管理部門の責任者を務めるなど、財務体質の改善等多くの分野において貢献してまいりました。2024年9月からは当社の代表取締役社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社の経営の牽引とコンプライアンス・ガバナンスの強化を推進してまいりました。これまでの幅広い経験や実績と強いリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に貢献できると期待されるとともに、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">とみ やま ひろ き 富 山 浩 樹 (1976年9月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">社 外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p style="text-align: center;">在任期間 (本総会終結時) 4年</p>	<p>2007年10月 株式会社サッポロドラッグストア 入社</p> <p>2015年5月 同社 代表取締役社長</p> <p>2016年2月 株式会社エゾデン 取締役副社長</p> <p>2016年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2019年7月 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長CEO(現任)</p> <p>GRIT WORKS株式会社 取締役会長 (現任)</p> <p>株式会社シーラクス 取締役</p> <p>AWL株式会社 取締役CMO</p> <p>2020年8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長CEO (現任)</p> <p>株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役社長CEO (現任)</p> <p>2020年11月 RxR Innovation Initiative株式会社 取締役</p> <p>パリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>当社 取締役 (現任)</p> <p>2021年4月 AWL株式会社 社外取締役</p> <p>2022年10月 株式会社S Ventures 取締役 (現任)</p> <p>2023年10月 AWL株式会社 取締役 (非常勤) (現任)</p>	- 株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>富山浩樹氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、同氏の幅広い人脈を当社の経営に反映いただくことで、グループ経営全般の質的向上に向けた意見及び提言をいただくとともに、当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監査機能を発揮していただくと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	もり いっ せい 森 一 生 (1978年4月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">独立役員</div> 在任期間 (本総会終結時) 4年	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 小林・藤堂法律特許事務所 入所 2012年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 2016年10月 代官山総合法律事務所 設立及び代表就任 (現任) 2017年10月 株式会社ファーストロジック 社外監査役 2017年11月 丹平製菓株式会社 社外監査役 (現任) 2017年12月 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社アトラエ 社外監査役 Retty株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年12月 株式会社SDGth 代表取締役 (現任) 2020年11月 当社 取締役 (現任)	- 株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 森一生氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かしていただくとともに、当社指名諮問委員会委員として適切な経営執行の監督機能を発揮していただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p data-bbox="250 359 458 424">ます だ じゅん 舛 田 淳 (1977年4月22日生)</p> <p data-bbox="281 450 427 530">再 任 社 外</p> <p data-bbox="273 556 435 636">在任期間 (本総会終結時) 8年</p>	<p data-bbox="473 198 1199 228">2008年10月 ネイパー・ジャパン株式会社 (現Aホールディングス株式会社) 入社 事業戦略室長</p> <p data-bbox="473 235 1199 266">2012年1月 NHN Japan株式会社 (現Aホールディングス株式会社) 執行役員 事業戦略室長</p> <p data-bbox="473 273 984 303">2014年5月 LINE Pay株式会社 代表取締役</p> <p data-bbox="473 311 1052 341">2014年9月 LINE Ventures株式会社 代表取締役</p> <p data-bbox="473 349 1158 379">2014年12月 LINE MUSIC株式会社 代表取締役CEO (現任)</p> <p data-bbox="473 387 1199 417">2015年3月 LINE株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 取締役CSMO</p> <p data-bbox="473 424 855 455">2016年11月 当社 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 462 991 492">2020年7月 株式会社Sproot 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 500 1180 530">2020年8月 LINE Digital Frontier株式会社 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 538 1180 568">2020年11月 Webtoon Entertainment Inc. 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 576 1199 606">2021年2月 LINE株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 取締役 CSMO</p> <p data-bbox="473 613 1199 644">2021年3月 Zホールディングス株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 取締役 専務執行役員</p> <p data-bbox="473 651 1199 681">2021年4月 Z Entertainment株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 代表取締役社長CPO</p> <p data-bbox="473 689 1127 719">2021年10月 LINEヘルスケア株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 727 1199 757">2022年4月 Zホールディングス株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 取締役 専務執行役員 Entertainment CPO</p> <p data-bbox="473 765 901 795">2023年3月 株式会社GYAO 取締役</p> <p data-bbox="473 802 1188 833">2023年4月 ワークスモバイルジャパン株式会社 (現LINE WORKS株式会社) 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="473 840 1188 870">2023年10月 LINEヤフー株式会社 上級執行役員 エンターテインメントカンパニーCEO (現任)</p>	- 株
<p data-bbox="258 825 878 855">(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="258 855 1347 969">舛田氏は、LINE株式会社やZホールディングス株式会社、LINEヤフー株式会社の上級執行役員等をはじめ事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社及びLINEヤフー株式会社の両社の経営資源を活かし、シナジーを最大化する経営戦略の策定に貢献していただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	さか うえ りょう すけ 坂上亮介 (1975年7月30日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社 外</div> 在任期間 (本総会終結時) 1年	2008年10月 ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社) 入社 2015年4月 同社 財務統括本部財務本部 本部長 2018年4月 同社 執行役員 最高財務責任者(CFO) コーポレートグループ財務統括本部 統括本部長 2018年6月 株式会社ジャパンネット銀行(現PayPay銀行株式会社) 取締役 2019年10月 Zホールディングス株式会社(現LINEヤフー株式会社) 常務執行役員 最高財務責任者(CFO) ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社) 取締役 常務執行役員 最高財務責任者(CFO) Zフィナンシャル株式会社 取締役(現任) 2020年4月 Zホールディングス株式会社(現LINEヤフー株式会社) 常務執行役員 最高財務責任者(GCFO) 2021年3月 同社 専務執行役員GCFO(最高財務責任者) Zホールディングス中間株式会社 代表取締役(現任) 2021年9月 LINE Plus Corporation 取締役(現任) 2023年10月 LINEヤフー株式会社 上級執行役員CFO(最高財務責任者)(現任) 紀尾井町1号株式会社 代表取締役(現任) Z中間グローバル株式会社 代表取締役(現任) 2023年11月 当社 取締役(現任) 2024年6月 LINE Financial Corporation 取締役(現任) 2024年9月 株式会社primeNumber 社外取締役(現任)	- 株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 坂上亮介氏は、ヤフー株式会社やZホールディングス株式会社、LINEヤフー株式会社の上級執行役員等をはじめ長年にわたる経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏の高い知見は、当社の経営強化及び管理部門に関する当社企業グループ各社の業務の効率化の推進に寄与するとともに、当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、当社及び当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し当社経営に対する助言・監督をいただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p>小 菅 文 (1977年1月28日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任期間 (-)</p>	<p>1999年 4月 株式会社リクルート 入社</p> <p>2006年 6月 グーグル株式会社 (現グーグル合同会社) 入社</p> <p>2009年 6月 株式会社ナインスラッシュワン 代表取締役社長</p> <p>2011年 3月 イベントレジスト株式会社 最高業務執行責任者</p> <p>2012年 1月 同社 取締役最高業務執行責任者</p> <p>2018年 7月 合同会社カラフル 代表社員 (現任)</p> <p>2021年 3月 株式会社メタップス 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2023年 7月 同社 社外取締役</p> <p>2024年 2月 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事 (現任)</p> <p>日本工業大学 非常勤講師 (現任)</p> <p>2024年 3月 地主株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2024年 6月 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>株式会社ヌーラボ 社外取締役 (現任)</p>	- 株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小菅文氏は、国内マーケティングにおいて様々な企業における豊富な経験があり、また、企業経営についても優れた見識を有していることから、それらを活かして当社の経営全般に適切な意見及び提言ができる人物であると判断し、今回、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏、小菅文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、独立役員としての届け出を継続いたします。また、小菅文氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏との間に、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、継続する予定であります。また、小菅文氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

現任監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>やま ぎき みさお 山 崎 操 (1982年3月4日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任期間 (-)</p>	<p>2012年2月 新創監査法人 入所</p> <p>2013年12月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人） 入所</p> <p>2015年12月 公認会計士登録</p> <p>2019年2月 山崎公認会計士事務所 設立及び代表（現任）</p> <p>2022年9月 HORIJUKU株式会社（現株式会社UMITO） 社外監査役（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社アトム 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	- 株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>山崎操氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人における財務及び内部統制監査における実務経験の他、会計事務所の代表を務められ、決算・開示支援や会計コンサルティング等の知識・見識を有していることから、当社の経営に対し適切に助言・監督を行っていただけるものと判断し、今回、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p>おち あい のり たか 落 合 紀 貴 (1974年6月18日生)</p> <p>再 任</p> <p>社 外</p> <p>在任期間 (本総会終結時) 3年</p>	<p>1998年4月 日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 2000年4月 株式会社アルチェ 執行役員 2006年6月 株式会社ライブドアホールディングス 取締役経営企画管理本部長 2009年4月 株式会社ライブドア 常務取締役 2012年1月 NHNJapan株式会社 (現Aホールディングス株式会社) 執行役員 2013年4月 LINE株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 執行役員 2014年5月 LINE Pay株式会社 監査役 2016年5月 LINE Fukuoka株式会社 (現LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社) 代表取締役社長 transcosmos online communications株式会社 監査役 (現任) 2017年11月 ネクストライブラリ株式会社 取締役 2018年6月 LINE Growth Technology 株式会社 監査役 LINE証券設立準備株式会社 (現LINE証券株式会社) 代表取締役社長 2019年7月 LINEビジネスサポート株式会社 取締役 2021年10月 LINE Fukuoka株式会社 (現LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社) 取締役会長 (現任) LINE証券株式会社 取締役共同会長 Z Entertainment株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 監査役 2021年11月 当社 監査役 (現任) 2024年6月 株式会社LIGHTz 監査役 (現任)</p>	- 株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>落合紀貴氏は、LINEヤフー株式会社の子会社での監査役として豊富な知識・経験等を有していることから、当社の監査に活かしていただけると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>伊藤嘉恵 (1981年6月29日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任期間 (-)</p>	<p>2006年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所</p> <p>2014年9月 司法試験合格</p> <p>2014年11月 最高裁判所司法研修所 入所</p> <p>2016年1月 裁判官任官 さいたま地方裁判所 (刑事部)</p> <p>2019年8月 最高裁判所よりフランスへ在外派遣 パリ第2大学 (現パンテオン・アサス大学) 客員研究員</p> <p>2020年4月 東京地方裁判所 (執行センター)</p> <p>2020年7月 さいたま地方裁判所 (執行・保全・非訴部)</p> <p>2021年4月 東京地方裁判所 (行政部)</p> <p>2022年4月 長野地方・家庭裁判所 上田支部</p> <p>2024年3月 裁判官 退官</p>	- 株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>伊藤嘉恵氏は、企業経営の経験はありませんが、弁護士資格を有し、これまで裁判官を務められたことから豊富な経験と専門知識による幅広い見識を有しており、当社の企業統治の一層の強化や法律的な視点など多角的な観点から客観的・中立的な立場で当社の経営に対し適切に助言・監督を行っていただけるものと判断し、今回、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎操氏、落合紀貴氏、伊藤嘉恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山崎操氏、伊藤嘉恵氏の選任が承認された場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、落合紀貴氏との間に、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、継続する予定であります。また、山崎操氏、伊藤嘉恵氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合、全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 第1号議案及び第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに各取締役及び監査役の専門性は下記のとおりです。

※下記の一覧表は各取締役及び監査役の有する全ての知見・経験を表すものではなく、保有する主要なスキル等のうち最大3つに○印をつけております。

氏名	役職	経営	セールス/ マーケティング	財務	法務/リスク	デジタル/ テクノロジー	専門性
		・企業経営 ・経営管理	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	・法務 ・リスク ・コンプライアンス ・ガバナンス	・IT ・DX	
矢野 哲	代表取締役社長 (CEO)	○		○	○		
富山 浩樹	社外取締役	○	○			○	
森 一生	社外取締役	○		○	○		弁護士
舩田 淳	社外取締役	○	○			○	
坂上 亮介	社外取締役	○		○	○		
小笹 文	社外取締役	○	○				
山崎 操	社外監査役	○		○			公認会計士
落合 紀貴	社外監査役	○		○		○	
伊藤 嘉恵	社外監査役			○	○		弁護士

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">かじ わら とし ふみ 梶原俊史 (1981年11月2日生)</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p style="text-align: center;">在任期間 (-)</p>	<p>2008年12月 弁護士登録 2009年1月 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業入所 2014年9月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年6月 LINE株式会社(現LINEヤフー株式会社)入社 2019年7月 同社 法務室 副室長 2021年3月 同社 Data Protection Officer 2021年5月 同社 法務コンプライアンスセンター長 2021年6月 LINEヘルスケア株式会社 取締役 2021年8月 弁護士法人かふう法律事務所入所(現任) 2022年5月 株式会社タイムマシーンアンダーライターズ 入社 2023年10月 同社 執行役員(現任)</p> <p>(補欠の社外監査役候補者とした理由) 梶原俊史氏は、弁護士としての活動を通じて、特に企業法務、コンプライアンス、リスク管理、国際法務の分野における豊富な経験と幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般に対する監査・監督機能を果たしていただけると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。</p>	- 株

- (注) 1. 梶原俊史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梶原俊史氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 梶原俊史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
4. 梶原俊史氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者とする予定です。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査継続年数が長期間にわたっており、会計監査人候補者により新たな視点での監査が期待できることに加え、監査体制、専門性、独立性及び品質管理体制等について総合的に検討を行った結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿 革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル (TRI) へ加盟 1986年10月 監査法人サンワ事務所 (1973年6月設立) と合併し、法人名称を「サンワ・等松青木監査法人」に変更 1988年4月 監査法人丸の内会計事務所 (1968年12月設立) と合併 1988年10月 監査法人西方会計士事務所 (1969年8月設立) 及び監査法人札幌第一会計 (1976年4月設立) と合併 1990年2月 TRIがデロイト ハスキングス アンド セルズ インターナショナルと合併 (1月) し「デロイト ロス トーマツ インターナショナル (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL))」となったことに伴い、監査法人三田会計社 (1985年6月設立) と合併し、名称を「監査法人トーマツ」に変更 2001年4月 サンアイ監査法人 (1983年5月設立) と合併 2002年7月 監査法人誠和会計事務所 (1974年12月設立) と合併 2009年7月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ (英文名称: Deloitte Touche Tohmatsu LLC)」に変更 現在に至る	
概 要	資本金	1,173百万円
	社員 (公認会計士)	478名
	特定社員	62名
	職員 (公認会計士)	2,472名
	構成人員 (公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む))	1,387名
	(その他専門職)	3,723名
	(事務職)	90名
	合計	8,212名
	関与会社数	3,187社

(注) 概要は2024年5月末時点における情報を記載しております。

以 上

事業報告

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度につきまして、当社ミッション「テクノロジーで時間価値を高める」、ビジョン「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」の達成に向け、フード及びノンフード領域における加盟店ラインナップの拡充や配達時間の精度向上並びに配達・カスタマーサービスの品質等サービス体験の改善を積み重ねることで、ユーザー、配達員、加盟店の満足度向上・定着化を図ってきました。今後も、多くのユーザー、配達員、加盟店から「選ばれるプラットフォーム」となるために、日々ユーザー体験を向上させ、「デリバリーの日常化」を実現してまいります。また、新規事業においても2024年8月よりLINEヤフー株式会社と、生鮮食品や日用品などを最短30分で届ける「Yahoo!クイックマート」の提供を開始いたしました。

コスト面におきましては、売上原価の適正化は順調に進み、売上総利益率は23.0%（前期は20.4%）と改善が進みました。広告宣伝費につきましても引き続きマーケットのトレンドを注視しながら、投資対効果を重視した施策を行っています。

その結果、当連結会計年度の売上高は50,411百万円（前期比2.0%減）、営業損失は5,991百万円（前期は12,259百万円の営業損失）、経常損失は5,853百万円（前期は12,122百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は3,705百万円（前期は12,154百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、「出前館事業」の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(2) 重要な設備投資の状況

当期において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を引き続き伸展させ、事業基盤をより確固たるものとするために、以下の5点を主な経営課題と認識しております。

① デリバリーサービスの継続的成長

当社グループは「デリバリーの日常化」を実現すべく、ユーザー・加盟店・配達員等のステークホルダーの皆様に満足するデリバリーの体験を提供し続けることが安定的・継続的な発展に必要不可欠であると考えております。そのためには各ステークホルダーのニーズを理解し、サービスやプロダクトの改良を通じて継続的にご利用いただけるよう取り組んでいく方針です。

② 収益基盤の拡大

当社グループは多くのユーザー・加盟店・配達員で構成されるデリバリーのプラットフォームを構築し、デリバリーサービス需要が拡大することで収益基盤も成長しております。今後は収益基盤の拡大に伴う売上の向上及びコストの適正化を図ることにより、黒字化に向けて進めてまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループ事業の拡大において、優秀な人材の継続的確保は不可欠であります。適切な人材配置を行い、評価制度や給与体系をさらに整備・充実させることにより、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し、継続的にモチベーションを高められる環境づくりを行います。

④ 情報システム基盤、個人情報管理の強化

当社グループにおいては、多数の機微情報を保有しており、情報管理責任の明確化や情報システムの安全対策、従業員教育の一層の徹底を含む情報管理体制の継続的な強化を図ることが重要であると認識しております。システムインフラの強化をはじめ、情報管理に関する各種ルールの遵守、従業員教育の実施など、情報管理体制の強化に取り組みます。

⑤ 経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等周辺環境の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営する必要があります。また、企業価値を継続的に向上させるため、管理体制の強化は特に重要な課題であると認識しております。各種諮問委員会設置によるガバナンス体制の強化、内部統制に資する業務プロセスの整備・運用、必要に応じた是正活動を定常的に行うことによる内部統制活動の強化、及び法令遵守徹底のための研修を実施し、経営管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年 8 月期)	第 23 期 (2022年 8 月期)	第 24 期 (2023年 8 月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2024年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	28,954	47,314	51,416	50,411
経 常 損 失 (△) (百万円)	△19,148	△36,595	△12,122	△5,853
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△21,869	△36,218	△12,154	△3,705
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△265.99	△284.24	△92.25	△28.19
総 資 産 (百万円)	20,380	69,190	54,746	47,943
純 資 産 (百万円)	6,875	54,225	42,340	36,548
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	79.73	411.78	320.16	295.09

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年 8 月期)	第 23 期 (2022年 8 月期)	第 24 期 (2023年 8 月期)	第 25 期 (当事業年度) (2024年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	28,410	46,820	51,404	50,406
経 常 損 失 (△) (百万円)	△19,227	△36,749	△11,581	△5,906
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△21,927	△36,386	△12,093	△3,505
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△266.70	△285.57	△91.79	△26.66
総 資 産 (百万円)	20,319	68,888	54,522	47,995
純 資 産 (百万円)	6,897	54,078	42,254	36,662
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	80.00	410.66	319.51	296.01

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社出前館コミュニケーションズ	8百万円	100.0%	出前館事業

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
出前館事業	<ul style="list-style-type: none">・ サイト運営・管理・ システム開発・ 広告運営・管理・ 配達代行

(9) 主要な営業所

本 社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区小松原町2番4号

(10) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
388名	11名増

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
342名	14名増	35.8歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。

(11) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 123,854,325株 (自己株式8,566,905株を除く)
- (3) 株主数 25,441名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社	38,700,800	31.25
未 来 F u n d 有 限 責 任 事 業 組 合	20,548,000	16.59
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	13,128,538	10.60
株式会社日本カストディ銀行 (金銭信託課税口)	7,600,000	6.14
西 村 利 江	3,529,200	2.85
T H E B A N K O F N E W Y O R K 133612	3,194,100	2.58
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	2,721,900	2.20
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c	2,702,413	2.18
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1,920,654	1.55
柳 澤 安 慶	1,472,000	1.19

(注) 持株比率は、自己株式8,566,905株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年8月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	藤 井 英 雄	当 社 事 業 全 般 の 業 務 遂 行 の 統 括 兼 CEO 一 般 社 団 法 人 日 本 フ ー ド デ リ バ リ ー サ ー ビ ス 協 会 (JaFDA) 理 事
取 締 役	矢 野 哲	当 社 執 行 役 員 (CFO) 兼 経 営 企 画 本 部 本 部 長 株 式 会 社 出 前 館 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 取 締 役
取 締 役	富 山 浩 樹	サ ッ ド ラ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 CEO 株 式 会 社 サ ッ ポ ロ ド ラ ッ グ ス ト ア ー 代 表 取 締 役 社 長 CEO 株 式 会 社 リ ー ジ ョ ナ ル マ ー ケ テ ィ ン グ 代 表 取 締 役 会 長 CEO GRIT WORKS 株 式 会 社 取 締 役 会 長 バ リ ュ エ ン ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 取 締 役 株 式 会 社 S V e n t u r e s 取 締 役 A W L 株 式 会 社 取 締 役 (非 常 勤)
取 締 役	森 一 生	代 官 山 綜 合 法 律 事 務 所 代 表 弁 護 士 株 式 会 社 フ ァ ー ス ト ロ ジ ッ ク 社 外 監 査 役 丹 平 製 薬 株 式 会 社 社 外 監 査 役 R e t t y 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 S D G t h 代 表 取 締 役
取 締 役	舛 田 淳	L I N E M U S I C 株 式 会 社 代 表 取 締 役 CEO 株 式 会 社 S p r o o t 取 締 役 L I N E D i g i t a l F r o n t i e r 株 式 会 社 取 締 役 W e b t o o n E n t e r t a i n m e n t I n c . 取 締 役 L I N E ヘ ル ス ケ ア 株 式 会 社 代 表 取 締 役 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社 上 級 執 行 役 員 エ ン タ ー テ イ メ ン ト カ ン パ ニ ー CEO L I N E W O R K S 株 式 会 社 取 締 役
取 締 役	坂 上 亮 介	Z フ ィ ナ ン シ ャ ル 株 式 会 社 取 締 役 Z ホ ー ル デ ィ ン グ ス 中 間 株 式 会 社 代 表 取 締 役 L I N E P l u s C o r p o r a t i o n 取 締 役 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社 上 級 執 行 役 員 CFO (最 高 財 務 責 任 者) 紀 尾 井 町 1 号 株 式 会 社 代 表 取 締 役 Z 中 間 グ ロ ー バ ル 株 式 会 社 代 表 取 締 役 L I N E F i n a n c i a l C o r p o r a t i o n 取 締 役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	鈴 木 孝 光	株 式 会 社 エ ヱ ヅ マ イ ン ド 取 締 役
監 査 役	赤 塚 宏	—
監 査 役	辻 哲 哉	Field-R 法 律 事 務 所 弁 護 士 株式会社力の源ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	落 合 紀 貴	transcosmos online communications株式会社 監査役 LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社 取締役会長 株 式 会 社 L I G H T z 監 査 役

- (注) 1. 取締役富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏、落合紀貴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、取締役富山浩樹氏、森一生氏、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役赤塚宏氏は、帝人デュポンナイロン株式会社の出向財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、鈴木孝光氏を常勤監査役に選定しています。
5. 他の法人等の重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・LINEヤフー株式会社は、当社議決権の31.25%を所有するその他の関係会社であり、当社は、LINEヤフー株式会社及びその関係会社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであり、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。
6. 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・代表取締役社長藤井英雄は2024年6月7日まで株式会社くるめしの取締役でありましたが、同日付で辞任しております。なお、株式会社くるめしは、2024年5月22日開催の取締役会において、当社が保有する全株式及び全新株予約権を譲渡することを決議いたしましたので、持分法適用関連会社ではなくなりました。
 - ・上記5及び本項記載のほか、取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間に特別の関係はありません。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動
- ・代表取締役社長藤井英雄氏は、2024年9月1日付で代表取締役会長に就任しました。
 - ・取締役矢野哲氏は、2024年9月1日付で代表取締役社長に就任しました。
 - ・取締役森一生氏は、2024年10月24日付で株式会社ファーストロジックの社外監査役を辞任により退任しました。
 - ・取締役坂上亮介氏は、2024年9月1日付で株式会社primeNumberの社外取締役に就任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舩田淳氏、坂上亮介氏、鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏、落合紀貴氏との間に会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は、2021年11月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社は、2020年度から報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数は社外取締役で構成され、独立した見地より、取締役報酬制度に関する審議及び提言を行い、その活動を通じて、当社の経営体制、報酬制度の透明性及び公正の構築と継続に資することを目的としております。取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の概要については、以下のとおりです。

I. 取締役

取締役の報酬構成や基準となる年額報酬の水準は、今後も高い成長性が見込まれる国内デリバリー市場において、国内外の競合他社との競争に勝ち抜き、企業価値の向上を実現するために、以下の視点を備えたものとします。

- i. 事業戦略の実現に必要な適切かつ実質性のあるインセンティブの仕組み
- ii. 人材市場において競争力のある報酬水準
- iii. 株主との中長期的な利害共有等、ガバナンスの視点

取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」による構成とする。

「基本報酬」は、取締役の役位・職責に応じて支給額を決定する。

「賞与」は、事業年度毎に個別目標(個別の成果等)を設定しその達成状況に応じて支給額を決定する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るイン

センチブを付与するため、「譲渡制限付株式」を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定方針は以下のとおりです。

「基本報酬」は、月例の固定金銭報酬とします。

「賞与」は、半期毎に支給することがあります。

「株式報酬」は、対象となる役員の役位に応じて個別に付与額を決定し、達成条件に応じた譲渡制限解除率を決定、その後譲渡制限を解除していきます。

社外取締役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」及び「株式報酬」は導入しておりません。

II. 監査役

当社の各監査役の報酬等の決定方針は、監査役の協議により決定しております。

社外監査役を含む監査役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」及び「株式報酬」は導入しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち1名が社外取締役）です。
- ・ 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、上記報酬限度額とは別枠で、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会において年額500百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は500,000株と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち4名が社外取締役）です。
- ・ 監査役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち4名が社外監査役）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社取締役の個人別の報酬等の額の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で報酬額を決定する権限を有しております。当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤井英雄が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の基本報酬額、支給の時期及び方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務の執行状況も踏まえて基本報酬額を決

定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため委任したものであります。代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、委任にあたっては、報酬決定方針及び取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位及び担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める報酬委員会での審議を経た上で、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 非金銭報酬等及び業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等及び業績連動報酬等は、譲渡制限付の当社株式としており、役員報酬基準等を勘案して総額及び各取締役の配分を決定しております。なお、譲渡制限の解除は、「売上高」、「連結営業利益」及び「株価」を基礎に決定することとしておりますが、当該指標を選定した理由は、「売上高」「営業利益」は連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであり、「株価」は株主の皆様と利害を共有し株価上昇にインセンティブ性を働かせることが期待できると考えたためです。なお、それぞれの指標に基づく類型ごとの譲渡制限解除率の算出方法は以下のとおりです。

・売上高

第26期事業年度(2024年9月1日～2025年8月31日)、もしくは第27期事業年度(2025年9月1日～2026年8月31日)における通期連結売上高の目標をそれぞれ500億円として、それぞれの譲渡制限期間の各期間が満了した時点をもって、目標の達成度合いに応じた譲渡制限解除率※を割当対象者の保有する対象となる割当株式に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。）の株式数について、譲渡制限を解除いたします。

※譲渡制限解除率は、通期連結売上高の目標達成率（ただし、計算の結果、100%を超える場合には100%とします。）といたします。

・連結営業利益

第26期事業年度(2024年9月1日～2025年8月31日)において連結営業利益が黒字であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当対象者が保有する対象となる割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

- ・東京証券取引所における当社普通株式の株価
当社取締役会において定めた株価目標の達成度に応じた譲渡制限解除率※を割当対象者の保有する対象となる割当株式に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。）の株式数について、その譲渡制限を解除いたします。

※譲渡制限期間の各期間中の最終事業年度開始日から最終事業年度満了日1ヶ月前の7月31日までの期間において、東京証券取引所における連続した10営業日の当社普通株式の各終値を平均化した場合の最も高い値（以下、「達成株価」といいます。）に応じて譲渡制限解除率が変動するものといたします。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより達成株価を調整することが適切と判断した場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとしたします。譲渡制限解除率は、「(達成株価-500)÷7,400+0.25」とします。ただし、達成株価が500円未満のときは譲渡制限解除率0%とし、達成株価が6,050円以上のときは譲渡制限解除率100%とします。当事業年度における達成株価の実績は536円です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	158	77	—	81	4
（うち社外取締役）	(12)	(12)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	12	12	—	—	3
（うち社外監査役）	(12)	(12)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 対象人員は、無報酬の取締役2名、監査役1名を除いております。
3. 非金銭報酬等及び業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しており、その額は上記の「非金銭報酬等」の欄に記載しております。

(5) 任意の委員会の活動について

当社は、取締役及び監査役の指名・報酬・関連当事者間取引等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、以下の委員会を設置しております。

① 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとされています。

- ・株主総会・取締役会に付議する役員（取締役・監査役・執行役員）等の選任及び解任議案の原案の決定
- ・取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役選定、解職、職務分担の原案の決定
- ・役員等の選定に必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- ・役員等の候補者の指名に関する方針
- ・後継者の要件・選定方針の検討、候補人材の確保、登用、育成等

2024年8月31日現在における指名諮問委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 森 一生

委員 富山 浩樹、鈴木 孝光、赤塚 宏、辻 哲哉

当事業年度における指名諮問委員会は4回開催し、取締役・監査役・執行役員人事に関する指名諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

② 関連当事者取引検証諮問委員会

関連当事者取引検証諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとされています。

- ・会社法及び会計基準等に定める関連当事者取引を網羅した、当社グループとしての関連当事者取引検証対象の範囲選定
- ・関連当事者取引検証の結果に関して当社取締役会へ必要な提言と提案
- ・関連当事者取引検証の結果に関して当社監査役会への報告

2024年8月31日現在における関連当事者取引検証諮問委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 森 一生

委員 富山 浩樹

当事業年度における関連当事者取引検証諮問委員会は5回開催し、関連当事者との取引に関する関連当事者取引検証諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

③ 報酬委員会

報酬委員会は、次の事項について、審議し、取締役会に対して提言を行うこととしています。

- ・取締役報酬の基本方針（外部環境及び経営方針に基づく報酬方針）
- ・報酬総額及び報酬構成（固定報酬、短期インセンティブ、中長期インセンティブ等の水準・構成比率等）
- ・取締役評価基準及び取締役の個別報酬額（非金銭報酬を含む）

2024年8月31日現在における報酬委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 舩田 淳

委員 森 一生、富山 浩樹、坂上 亮介、藤井 英雄

当事業年度における報酬委員会は7回開催し、取締役報酬制度に関する報酬委員会としての取締役会への提言内容について審議し、取締役会への提言を行いました。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他法人等との関係
前記の「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要	出席会議及び出席状況
社外取締役	富山浩樹	企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、グループ経営全般の質的向上に向けた意見・提言を行っております。また、指名諮問委員会、関連当事者取引検証諮問委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 14回／14回 出席 指名諮問委員会 4回／4回 出席 関連当事者取引検証諮問委員会 5回／5回 出席 報酬委員会 7回／7回 出席
社外取締役	森 一生	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンス面でグループ経営全般につき、適切な提言・助言を行っております。また、報酬委員会の委員、指名諮問委員会委員長及び関連当事者取引検証諮問委員会委員長として各委員会に出席し、適切な意見・助言を行うとともに、各委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしております。	取締役会 14回／14回 出席 指名諮問委員会 4回／4回 出席 関連当事者取引検証諮問委員会 5回／5回 出席 報酬委員会 7回／7回 出席
社外取締役	舩田 淳	事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グループ経営全般につき、適切な意見・提言を行っております。また、報酬委員会委員長として委員会に出席し、適切な意見・提言を行うとともに、委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしております。	取締役会 14回／14回 出席 報酬委員会 7回／7回 出席
社外取締役	坂上亮介	長年にわたる経理・財務に関する豊富な経験と実績を有し、幅広い知識と見識に基づく大所高所の見地から公正な意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員として各委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 10回／11回 出席 報酬委員会 5回／5回 出席

(注) 坂上亮介は、2023年11月28日開催の第24期定時株主総会で新たに選任されたため、取締役会、報酬委員会の開催回数が他の取締役及び委員と異なります。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要	出席会議及び出席状況
社外 監査役	鈴木 孝 光	飲食業界における幅広い事業運営・経営執行に携わった経験と知見から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名諮問委員会の委員として委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 13回／14回 出席 監査役会 12回／12回 出席 指名諮問委員会 4回／4回 出席
社外 監査役	赤 塚 宏	業務の状況を調査、確認するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証するとともに、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名諮問委員会の委員として委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 14回／14回 出席 監査役会 12回／12回 出席 指名諮問委員会 4回／4回 出席
社外 監査役	辻 哲 哉	弁護士としての豊富な経験と知見に基づく専門的な見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っております。また、指名諮問委員会の委員として委員会に出席し、適切な意見・助言を行っております。	取締役会 14回／14回 出席 監査役会 12回／12回 出席 指名諮問委員会 4回／4回 出席
社外 監査役	落 合 紀 貴	監査役として豊富な知識・経験等を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	取締役会 14回／14回 出席 監査役会 12回／12回 出席

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,544	流 動 負 債	11,231
現金及び預金	34,511	未払金	10,299
売掛金	105	未払法人税等	12
未収入金	10,405	賞与引当金	63
その他の	2,577	販売促進引当金	300
貸倒引当金	△55	その他の	556
固 定 資 産	398	固 定 負 債	163
投資その他の資産	398	その他の	163
投資有価証券	3	負 債 合 計	11,395
差入保証金	395	純 資 産 の 部	
その他の	4	株主資本	36,548
貸倒引当金	△3	資本金	100
資 産 合 計	47,943	資本剰余金	54,166
		利益剰余金	△15,665
		自己株式	△2,053
		純 資 産 合 計	36,548
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,943

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,411
売上原価	38,803
売上総利益	11,608
販売費及び一般管理費	17,600
営業損失 (△)	△5,991
営業外収益	
受取利息	3
貸倒引当金戻入額	0
受取和解金	31
持分法による投資利益	116
助成金収入	16
その他	6
営業外費用	
為替差損	0
損害賠償金	4
寄附金	30
その他	1
経常損失 (△)	35
特別利益	
投資有価証券売却益	2,124
新株予約権戻入益	4
税金等調整前当期純損失 (△)	2,128
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	△30
当期純損失 (△)	△3,705
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△3,705

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年9月1日 期首残高	100	54,166	△11,959	△3	42,303
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△3,705		△3,705
自己株式の取得				△2,049	△2,049
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△3,705	△2,049	△5,755
2024年8月31日 期末残高	100	54,166	△15,665	△2,053	36,548

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年9月1日 期首残高	32	32	4	42,340
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△3,705
自己株式の取得				△2,049
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△32	△32	△4	△36
連結会計年度中の変動額合計	△32	△32	△4	△5,791
2024年8月31日 期末残高	-	-	-	36,548

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,366	流 動 負 債	11,192
現金及び預金	34,218	未払金	10,306
売掛金	105	未払法人税等	12
前払費用	592	未払消費税等	485
未収入金	10,405	契約負債	17
短期貸付金	125	預り金	16
未収還付法人税等	10	賞与引当金	53
その他	1,965	販売促進引当金	300
貸倒引当金	△55	その他	0
固 定 資 産	628	固 定 負 債	140
投資その他の資産	628	資産除去債務	140
投資有価証券	3	負 債 合 計	11,333
関係会社株式	284	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	3	株主資本	36,662
差入保証金	341	資本金	100
その他	0	資本剰余金	54,214
貸倒引当金	△3	資本準備金	100
資 産 合 計	47,995	その他資本剰余金	54,114
		利 益 剰 余 金	△15,598
		その他利益剰余金	△15,598
		繰越利益剰余金	△15,598
		自 己 株 式	△2,053
		純 資 産 合 計	36,662
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,995

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,406
売上原価	38,803
売上総利益	11,603
販売費及び一般管理費	17,563
営業損失(△)	△5,959
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	47
受取和解金	31
その他の	5
営業外費用	
為替差損	0
損害賠償金	4
寄付金	30
その他の	0
経常損失(△)	△5,906
特別利益	
投資有価証券売却益	2,407
新株予約権戻入益	4
税引前当期純損失(△)	△3,493
法人税、住民税及び事業税	12
当期純損失(△)	△3,505

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2023年9月1日 期首残高	100	100	54,114	54,214	△12,093	△12,093
事業年度中の変動額						
当期純損失(△)					△3,505	△3,505
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△3,505	△3,505
2024年8月31日 期末残高	100	100	54,114	54,214	△15,598	△15,598

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
2023年9月1日 期首残高	△3	42,217	32	32	4	42,254
事業年度中の変動額						
当期純損失(△)		△3,505				△3,505
自己株式の取得	△2,049	△2,049				△2,049
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)		-	△32	△32	△4	△36
事業年度中の変動額合計	△2,049	△5,555	△32	△32	△4	△5,591
2024年8月31日 期末残高	△2,053	36,662	-	-	-	36,662

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島藤 章太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 宗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社出前館の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社出前館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島藤 章太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 宗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社出前館の2023年9月1日から2024年8月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載される取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備される体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立した立場を維持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性の行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年10月28日

株式会社出前館 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 鈴木 孝 光 ㊟

社外監査役 赤塚 宏 ㊟

社外監査役 辻 哲 哉 ㊟

社外監査役 落合 紀 貴 ㊟

以 上

第25期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

株式会社出前館

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び当社子会社の取締役は、行動規範及びコンプライアンス・リスク管理規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めております。また、管理部門を中心に、全社的なコンプライアンスに関する社内研修、ガイドライン・マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成し、堅持するための体制づくりに努めております。法令もしくは定款上疑義のある行動等の早期発見と是正を目的に内部通報制度を制定・施行しており、通報者の保護を明確にし、制度の周知徹底・運用を行っております。

一方、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、取締役に対する改善の助言または勧告を行う体制を確保しております。また、内部監査室は、業務活動の遂行に対して独立した立場から、当社及び当社子会社の内部統制の整備・運用の状況及びリスク管理の状況を調査し、その改善事項を取締役、監査役会並びに所管部門責任者へ報告を行う体制を確保しております。

- ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社の取締役の職務執行に係る情報は、情報管理規程並びに文書管理細則等に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）で適切に保存・管理することとし、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的なリスク対応の体制を整備しております。なお、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を発足し、損失を最小限にとどめるための適切な方法を検討し、迅速に対応する体制を整備しております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社において、定時取締役会を原則として月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、常勤取締役が参加する経営会議を月1回程度開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標及び取締役ごとに業績目標を明確化し、定期的に進捗状況のレビューを行っております。進捗状況の確認に限らず、課題への取り組み・改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社については、当社の管理部門が中心となって業務の効率性・有効性、リスク管理体制及び法令の遵守状況等に関する管理・監督を行い、経営会議にて定期的な報告を実施しております。なお、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議することを明文化しております。
その他、当社と子会社との取引は、法令・会計原則・税法・その他の社会規範に照らし適切に対応する体制を整備し、周知徹底を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室または管理部門所属の使用人を、その職務に専従させることができるものとする体制を確保しております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人は、監査役または監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。
また、当該使用人は、監査役または監査役会からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門は、これに協力する体制を確保しております。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告できる体制を確保しており、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。
- イ. 職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
 - ロ. 法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
 - ハ. その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会への出席のほか、内部監査室並びに会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等により、効果的な業務監査並びに会計監査の遂行に努めております。また、当該監査役がその職務の遂行にあたり生じた必要費用については、請求等に従い、速やかに処理を行います。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社子会社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効性かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用の状況を評価し、継続的な見直しを行うことを明文化し、実施しております。
- ⑪ 反社会的勢力に向けた体制
- 当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明文化し、周知徹底に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取り組みは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。

② リスク管理に対する取り組み

当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所管部門の管理者から定期的に報告が行われております。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役6名で構成され、社外監査役4名も出席しております。取締役会は、計14回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

④ 監査役職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査役は、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

⑤ 内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施し、取締役会及び監査役会に報告を行いました。

- イ. 当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査
- ロ. 財務報告に係る内部統制監査
- ハ. 内部通報制度の整備・運用状況のモニタリング

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な事業展開のもと、経営基盤の強化、経営効率の改善を図ることにより企業価値を高め、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に利益還元を図ることを基本方針と位置付け、将来に向けた積極的な投資を行いつつも、配当性向は30%を目安とする一方、内部留保資金の使途に関しては設備投資資金とし、安定的に継続して実施することも目指しております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。なお、会社の業績に応じた株主の皆様への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、「毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当については、取締役会を決定機関としております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社出前館コミュニケーションズ
- ・連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(持分法適用範囲の変更)

当連結会計年度において、持分法適用会社であった株式会社くるめしは、保有株式を全て売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法) を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----|-------|
| 建物 | 2～25年 |
| その他 | 2～15年 |
- b. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。
- c. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- c. 販売促進引当金
- 将来のクーポンの利用による費用の発生に備えるため、クーポンの利用実績率に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループが提供する出前館事業では、加盟店に対しては、出前館サイトのオリジナルオーダーシステム及びそのサイトを通じてユーザーから受注した商品の配達代行のサービスを提供しております。また、ユーザーに対しては、出前館アプリもしくはサイトを通じて、注文した商品を、指定するお届け先へ配達をするサービスを提供しております。出前館事業の履行義務は、出前館アプリもしくはサイトを通じて、ユーザーから受注した商品の配達完了した時点で履行義務が充足されると判断しております。加盟店に対しては注文金額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しており、また、ユーザーに対しては、注文金額に応じて一定の金額を手数料として収益を認識しております。

なお、上記の履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要

な金融要素を含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

記載金額の表示

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取和解金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取和解金」は8百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

出前館事業の繰延税金資産の回収可能性

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産は計上しておりません。

- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当連結会計年度は、将来の課税所得を見積った結果、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全額に合理的な期間内の回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

将来の課税所得の見積りは事業計画に基づいており、その主要な仮定は、売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費であります。

主要な仮定である売上高及び売上総利益率については、外部環境の影響を受けやすく不確実性を伴い、また、販売費及び一般管理費については、主観的な判断を伴います。

従って、主要な仮定が大幅に乖離した場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

76百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	132,421,230株	一株	一株	132,421,230株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	189,517株	8,377,388株	一株	8,566,905株

(注)自己株式の株式数の増加8,377,388株のうち、184,188株は譲渡制限付株式を無償取得したことによるものであり、8,193,200株は自己株式の買付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投融資について、必要な資金を銀行借入、増資等で調達しており、余剰資金については、資産運用規程やこれに準じた方針に基づき、安全性の高い金融商品に限定し、運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信並びに取引先管理規程やこれに準じた方針に従い、取引先ごとの入金状況及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

ロ. 投資有価証券は、主に長期保有目的の上場株式と非上場株式であります。上場株式は、市場価格等の変動リスク及び発行会社の信用リスクを有しております。これらは当社グループの資産運用規程に従い管理し、時価の変動要因を定期的にモニタリングしております。非上場株式は、発行会社の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。これらは当社グループの資産運用規程に従い管理し、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。

ハ. 営業債務である未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。当該債務につ

いては、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	—	—	—

(*1) 預金、売掛金、未収入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3

(注) 金銭債権の連結決算日以後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	34,511
売掛金	105
未収入金	10,405

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

- ・時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	出前館事業	合計
売上高		
出前館サービス利用料(*)	45,299	45,299
その他	4,997	4,997
顧客との契約から生じる収益	50,296	50,296
その他の収益	115	115
外部顧客への売上高	50,411	50,411

(*) 主として、一時点で移転される財及びサービスから構成されております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項

④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	158
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	105
契約負債（期首残高）	15
契約負債（期末残高）	17

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は15百万円であります。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生

じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	295円09銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△28円19銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外
のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附
属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設
備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～25年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可
能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用し
ております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収
可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年
度に負担すべき額を計上しております。

③ 販売促進引当金

将来のクーポンの利用による費用の発生に備えるため、クーポン
の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれ
る額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社が提供する出前館事業では、加盟店に対しては、出前館サイトのオリジナルオーダーシステム及びそのサイトを通じてユーザーから受注した商品の配達代行のサービスを提供しております。また、ユーザーに対しては、出前館アプリもしくはサイトを通じて、注文した商品を、指定するお届け先へ配達をするサービスを提供しております。出前館事業の履行義務は、出前館アプリもしくはサイトを通じて、ユーザーから受注した商品の配達完了した時点で履行義務が充足されると判断しております。加盟店に対しては注文金額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しており、また、ユーザーに対しては、注文金額に応じて一定の金額を手数料として収益を認識しております。

なお、上記の履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

記載金額の表示

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取和解金」は金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取和解金」は8百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

出前館事業の繰延税金資産の回収可能性

- ・当事業年度の計算書類に計上した金額

当社では繰延税金資産を計上しておりません。

- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当事業年度は、将来の課税所得を見積った結果、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全額に合理的な期間内の回収可能性が認められないと判断し、繰

延税金資産を計上しておりません。

翌事業年度の課税所得の見積りは事業計画に基づいており、その主要な仮定は、売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費であります。

主要な仮定である売上高及び売上総利益率については、外部環境の影響を受けやすく不確実性を伴い、また、販売費及び一般管理費については、主観的な判断を伴います。

従って、主要な仮定が大幅に乖離した場合には、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	68百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	139百万円
短期金銭債務	429

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	169百万円
営業取引（支出分）	4,464
営業取引以外の取引（収入分）	48
営業取引以外の取引（支出分）	—

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	189,517株	8,377,388株	—株	8,566,905株

(注)自己株式の株式数の増加8,377,388株のうち、184,188株は譲渡制限付株式を無償取得したことによるものであり、8,193,200株は自己株式の買付によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

貸倒引当金	20百万円
賞与引当金	18
減損損失	289
経費否認額	3,296
繰越欠損金	23,106
その他	445
繰延税金資産小計	<u>27,177</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△23,106
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,070
評価性引当額小計	<u>△27,177</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	<u>—</u>
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	<u>—</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス	なし	役務の提供	決済代金の回収 (注2)	—	未収入金	3,708

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

2. 未収入金に関する取引は、エンドユーザーに対するものであり、同社との取引ではないため、取引金額は記載しておりません。なお、同社を経由した未収入金の回収額は、39,873百万円になります。

(2) 当社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 296円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △26円66銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主メモ

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月中
基準日	8月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
同事務取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 郵便物送付先： 〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 電話照会先： お問い合わせ窓口 証券代行業務部 0120-975-960 受付時間 9：00～17：00（平日）
公告方法	電子公告 〈URL〉 https://corporate.demae-can.co.jp/ ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。
証券コード	2484

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、株式会社アイ・アール ジャパンではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。証券会社をご利用でない株主様は、上記の電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）をご利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の株式会社アイ・アール ジャパンに口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等の届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。